次世代育成支援対策特定事業主行動計画

平成 27 年 4 月

特定事業主行動計画

I 総論

1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けた具体的な取組を計画的かつ着実に進めるため、本行動計画を策定し、公表することとする。

2 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

本計画の推進にあたり職員全体で取り組んでいくため、庁内LAN等の活用により情報提供し、全職員に周知徹底を図る。

なお、本計画の取組対象となる職員は、正規職員のみならず、臨時・非常勤職員等を含むものである。

Ⅱ 具体的な取組内容

- 1 職員の勤務環境に関するもの
- (1) 妊娠中及び出産後等における配慮
- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について 周知を図る。(実施時期:計画期間中)
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

(実施時期:計画期間中)

- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、必要により各課内の業務分担の見直しを行う。 (実施時期:計画期間中)
- (2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次有給休暇の取得促進について周知徹底を図る。(実施時期:計画期間中)

(3) 育児休業等(育児休業・部分休業・育児短時間勤務)を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業等の周知

① 育児休業等に関する資料や情報を職員に提供し、制度の周知を図る。 特に、男性職員の育児休業等の取得促進について周知を図る。

(実施時期:計画期間中)

② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。 (実施時期:計画期間中)

イ 育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成

- ① 育児休業等の取得の申出があった場合、必要により各課内の業務分担の見直しを行う。(実施時期:計画期間中)
- ② 課内の人員配置等によって、休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、 臨時的任用制度の活用など代替要員の確保を図る。(実施時期:計画期間中)
- ウ 育児休業等を取得した職員の円滑な職場復帰の支援 休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌等各課において情報提供を行う。 (実施時期:計画期間中)
- ◎ 以上のような取組を通じて、育児休業の取得率を 男性職員 5% 女性職員95% とする。(目標達成年度 平成31年度)

(4) 時間外勤務の縮減

ア ノー残業デイの周知徹底

ノー残業デイを設定するとともに、管理者に対して主旨の徹底を図るなど継続的に啓発に努める。(実施時期:計画期間中)

イ 時差出勤制度の活用

職員の健康保持と時間外勤務の縮減のため、時差出勤制度の利用促進を図る。 (実施時期:計画期間中)

ウ 事務の簡素合理化の推進

所管する事務について、更なる簡素化・合理化を推進する。(実施時期:計画期間中)

(5) 休暇の取得の促進

- ア 年次休暇の取得の促進
 - ①職員の年次休暇取得促進について、周知を図る。(実施時期:計画期間中)
 - ②子どもの予防注射や学校行事等における年次休暇の取得促進を図る。 (実施時期:計画期間中)
 - ③計画的な年次休暇の取得促進を図る。(実施時期:計画期間中)

イ 連続休暇等の取得促進

① 夏季休暇と年次休暇を合わせた連続休暇の取得促進を図る。(実施時期:計画期間中)

- ② 勤続年数を節目としたリフレッシュ休暇の取得促進 リフレッシュ休暇の取得促進、年次有給休暇とあわせた1週間程度の連続休暇の 取得促進を図る。(実施時期:計画期間中)
- ウ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得促進 子どもの看護等の特別休暇についての周知徹底を図る。(実施時期:計画期間中)
- エ 男性の育児参加のための特別休暇の取得促進 男性の育児参加のための特別休暇について周知徹底を図る。(実施年:計画期間中)
 - ◎以上のような取組みを通じて、年次有給休暇の取得日数を1人12日以上とする。(目標達成年 平成31年)
- (6) 人事異動における配慮

職員配置に当たっては、職員の意向を調査するなど、可能な限り配慮するよう努める。 (実施年度:計画期間中)

- 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項
 - (1) 子育てバリアフリー

市の施設を安心して利用できるよう、妊婦専用駐車場や乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等をすすめる。(実施年度:計画期間中)

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

各種活動の指導・協力者としての職員の積極的参加を支援する。

(実施時期:計画期間中)

(3)子どもを交通事故から守る活動の実施

研修会の開催や庁内LANの活用など事故予防について注意を喚起するとともに、防犯パトロール等も実施し、交通事故防止を図る。(実施時期:計画期間中)

(4)子どもの体験活動等の支援

子どもの施設見学や職場体験などの要請に応じ、積極的に協力する。

(実施時期:計画期間中)